

市川市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 24 日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 44 号

市川市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則

(市川市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第 1 条 市川市子ども・子育て支援法施行細則（平成 26 年規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 中「次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額」を「零」に改め、同条各号を削る。

第 13 条の 3 から第 13 条の 5 までを次のように改める。

第 13 条の 3 から第 13 条の 5 まで 削除

附則第 2 項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(特定保育所から特定教育・保育を受けた場合に徴収する額)」を付し、同項中「第 13 条の 2 第 2 号、第 13 条の 3、第 13 条の 4 及び別表」を「第 13 条の 2」に改める。

附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項と、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

別表を削る。

様式第 15 号の 2 から様式第 15 号の 4 までを次のように改める。

様式第 15 号の 2 から様式第 15 号の 4 まで 削除

様式第 15 号の 17（その 2）を別紙のように改める。

様式第 30 号中「附則第 4 項関係」を「附則第 3 項関係」に改める。

様式第 31 号中「附則第 5 項関係」を「附則第 4 項関係」に改める。

様式第 32 号中「附則第 6 項関係」を「附則第 5 項関係」に改める。

(市川市保育所等における措置に係る保育料の徴収等に関する規則の一部改正)

第2条 市川市保育所等における措置に係る保育料の徴収等に関する規則(平成24年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額」を「零」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「様式第1号」を「別記様式」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第7条及び第8条を削り、第9条を第5条とする。

別表を削る。

様式第1号を別記様式とし、同様式を別紙のように改める。

様式第2号から様式第5号までを削る。

(市川市立保育園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和40年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表に定めるところにより算定した額」を「零」に改め、同条第2項を削る。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とする。

別表を削る。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、令和8年9月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の市川市保育所等における措置に係る保育料の徴収等に関する規則の規定は、令和8年9月以後の月分の保育料について適用し、同年8月分までの保育料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の市川市立保育園の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、令和8年9月以後の月分の保育料について適用し、同年8月分までの保育料については、なお従前の例による。

市川市施設等利用費請求書
（償還払・認可外保育施設等用）

年 月 日

市川市長

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求します。また、本請求に関し、市川市が次に掲げる事項を行うことに同意します。

- (1) 請求者と認定子どもの居住状況について、住民基本台帳で確認すること。
- (2) 対象施設に当該対象施設の利用状況を確認すること。
- (3) 対象施設に利用料の支払い状況について確認すること。
- (4) 請求者の課税状況について確認すること。

記

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定 子ども との 続柄		生年月日	年	月	日	
氏 名			〒					
			現住所	電話：				

2. 認定子ども ※認定子どもごとに申請して下さい。

認定種別（法第30条の4）	☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			

3. 償還払いの振込先^{※1}

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ・ ☐ 当座
銀行・信用金庫 支店	口座番号	
農協・信用組合 出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状

私（上記請求者）は下記の者を代理人として定め、市川市施設等利用費の受領について権限を委任します。

代理人 住所 _____
氏名 _____

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業（複数記入可）

①	施設・ 事業名		所在地	〒
				電話：

②	施設・事業名		所在地	〒
				電話：
③	施設・事業名		所在地	〒
				電話：

注) 上記の表に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用における施設等利用費の請求の内訳

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※4	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
請求額合計					円

※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を全て添付して下さい。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい（10円未満の端数がある場合は切捨て）。

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額 円、第3号認定の場合は月額 円です。途中で認定期間が終了し、若しくは開始される場合又は市町村間の転出入の場合の月額限度額は、以下のとおりとなります。

(1) 途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額： 円×転出日までの日数
÷その月の日数

(2) 途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額： 円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

別記様式（第 4 条関係）

（表）

市川市保育所等措置保育料徴収額決定通知書

年 月 日

様

市川市長

保育料の額を下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

措置に係る児童の氏名 及び生年月日	
保育所等の名称	
保育料月額	円
保育の利用期間	
備考	

（裏）

（教示）

《問合せ先》